

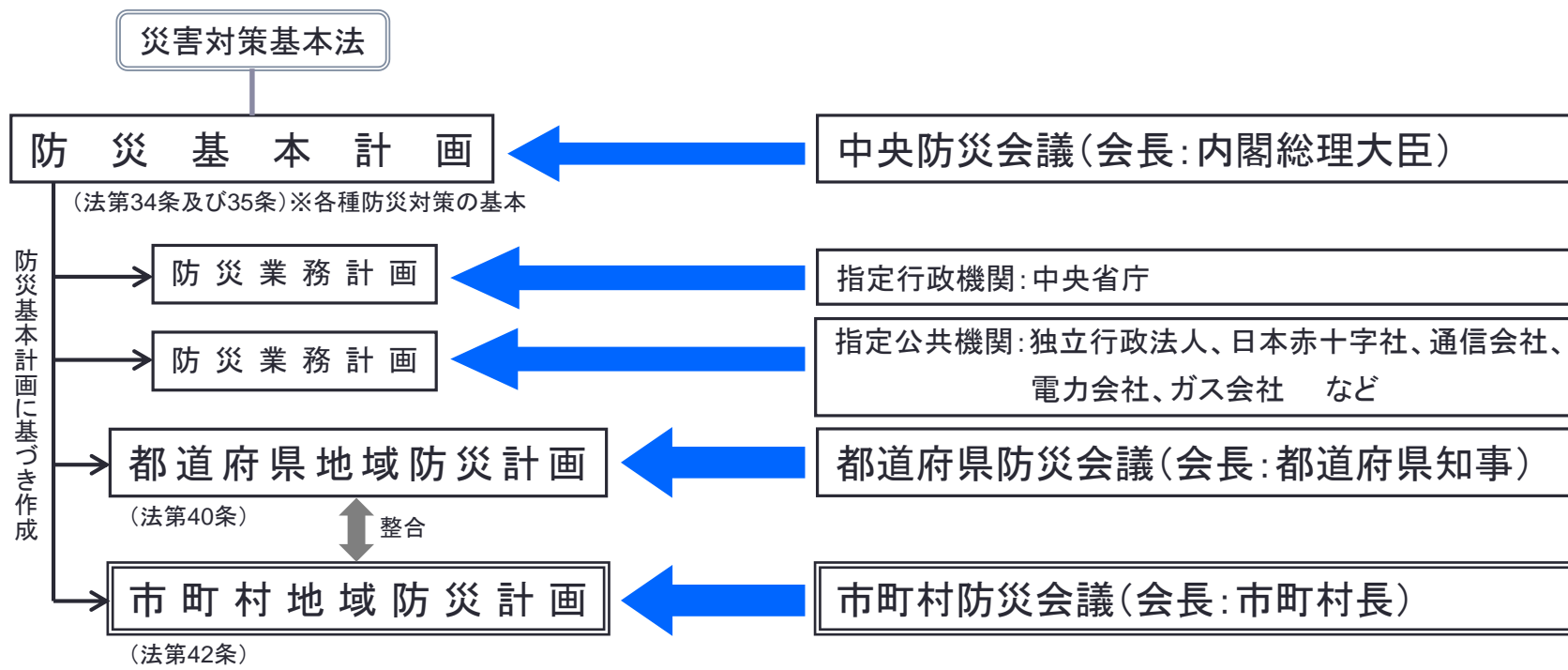
大船渡市地域防災計画の修正（案）について

（令和2年度修正）

目次

大船渡市地域防災計画の概要	1
これまでの計画修正の経緯	4
令和2年度修正の概要	5
意見公募（パブリックコメント）手続の実施について	7

- 大船渡市地域防災計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、大船渡市防災会議が作成する計画である。
- 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関の各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めている。



地域防災計画に関する災害対策基本法の規定

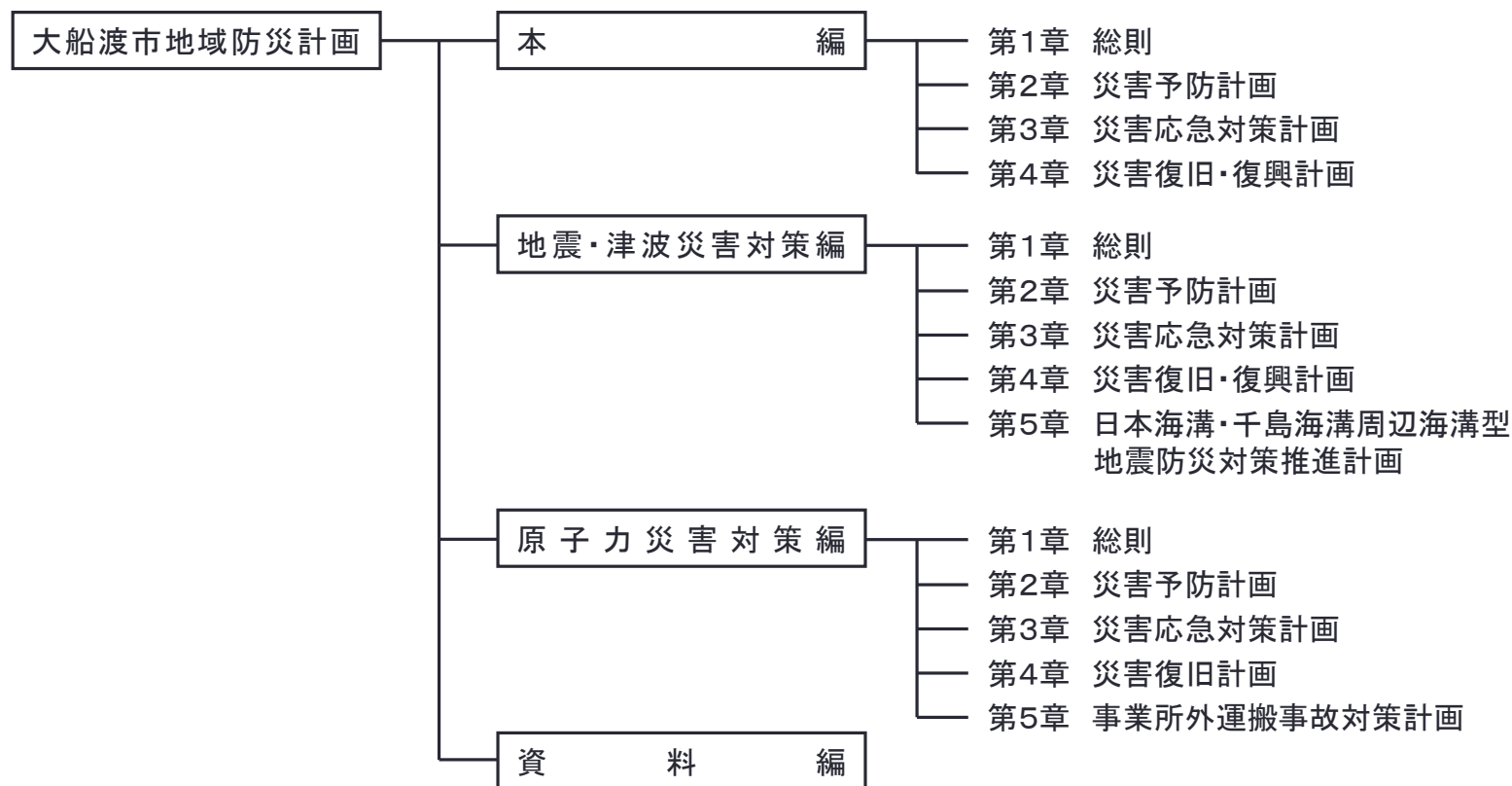
(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

- あらゆる災害へおおむね共通する事項を示す本編のほか、個別災害への対策として特記すべき事項を示す地震・津波災害対策編、原子力災害対策編で構成
- 各編は災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する計画で構成され、各主体の役割分担を明確化
- 計画期間を定めず、また施策間の優先順位を付けずに、網羅的に対策を記載

大船渡市地域防災計画の構成



- 令和元年度は、平成29年7月九州北部豪雨を踏まえた防災基本計画の修正及び県地域防災計画の修正との整合を図るとともに、その他所要の修正を行った。

背景

防災基本計画修正
(平成30年6月)

県地域防災計画修正
(平成31年3月)

■主な修正項目

①防災基本計画修正に伴う見直し

- ア 平成29年7月九州北部豪雨を踏まえた修正**
- ・市は、水位周知河川以外の河川に係る避難勧告等の発令基準を設定する。
 - ・国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤などの整備を行うこと。
- イ その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正**
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市の地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画の作成及び避難訓練を行わなければならない。
 - ・市は、国・県等が組織した大規模氾濫減災協議会等を活用し、関係機関と密接な連携体制を構築すること。

②県地域防災計画修正に伴う見直し

- ア 初動医療体制の修正**
- ・岩手DMATの派遣等について、大船渡病院のDMAT数に変更となったこと。

③その他所要の修正

- ア 警報・注意報発表基準の修正**
- ・盛岡地方气象台が発表している「警報・注意報発表基準一覧表」等が更新されたことに伴う修正。

- 今回の地域防災計画の修正に当たっては、防災基本計画及び県地域防災計画の修正と整合を図るとともに、その他所要の修正を行うものである。

背景

防災基本計画修正
(令和元年5月)

県地域防災計画修正
(令和2年4月)

■主な修正項目

①防災基本計画修正に伴う見直し

ア 平成30年7月豪雨を踏まえた修正

- ・ 県及び市は、被害の防止、軽減の観点から、「自らの命は自らが守る」という意識と自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。
- ・ 県及び市は、防災気象情報や避難に関する情報等を5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を理解できるような取組を推進する。

イ その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

- ・ 県及び市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- ・ 情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用を図る。
- ・ 市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害情報を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

②県地域防災計画修正に伴う見直し

ア 令和元年台風第19号災害を踏まえた修正

- ・ 市は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難勧告等、特に避難指示（緊急）の発令と日中の避難完了に努める。

③その他所要の修正①

ア 気象情報関連の修正

- ・ 気象予報・警報等の種類を修正する。

イ 土砂災害警戒情報関連の修正

- ・ 土砂災害警戒情報の補足情報を修正する。

③その他所要の修正②

ウ 資料編の時点更新及び新規締結協定等の追加

(ア) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表の修正

(1) 急傾斜地

	種 類	施設名	理 由
追 加	障がい者施設	グループホーム「第二もみじ」	施設の移転による。
削 除	教育施設	日頃市中学校	学校統合による。

(2) 土石流

	種 類	施設名	理 由
削 除	障害者施設	グループホーム「第二もみじ」	施設の移転による。
	教育施設	越喜来中学校	学校統合による。
		吉浜中学校	学校統合による。

(イ) 新たに締結した協定書の追加

- ・「道の駅さんりく」防災利用に関する基本協定書（国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所）

(ウ) 新たに追加する資料

- ・災害被災者に対する救援物資等交付基準及び取扱要領

- 地域防災計画の修正案を市ホームページで公表するとともに、市役所本庁舎、三陸支所、綾里地域振興出張所、吉浜地域振興出張所等で閲覧し、意見を募集した。

■実施概要

閲覧した資料	: 大船渡市地域防災計画修正案 本編/地震・津波災害対策編/原子力災害対策編(新旧対照表)
意見公募期間	: 令和3年1月25日から2月8日まで(15日間)
意見提出方法	: 直接持参、市民提言箱への投函、郵便、ファクシミリ、電子メール
手続周知方法	: 広報大船渡(1月20日号)への掲載、市ホームページへの掲載、報道機関への情報提供

■実施結果

今回の意見公募に対する意見等の提出はありませんでした。